

熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）（抜粋）  
 （熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年熊本県規則第46号）による改正後の規則。平成21年4月1日施行。）

（控除対象寄附金の指定）

第19条の3の5 条例第30条第4号の規定による指定を受けようとする者（以下この条において「寄附金募集者」という。）は、控除対象寄附金指定申請書（別記第28号の5様式。以下この条において「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

申請の区分	書 類
(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号に規定する財務大臣が指定した寄附金に係る申請	ア 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第216条第2項に規定する財務大臣の告示の写し イ 寄附金募集者の行う事業の内容及び寄附金の使途を記載した書類 ウ 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象を記載した書類 エ その他当該寄附金の本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する状況（以下この項及び第19条の3の7において「公益寄与状況」という。）を説明するために参考となる書類
(2) 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金に係る申請	ア 寄附金募集者が所得税法施行令第217条第1号の2に掲げる法人に該当する場合には、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体のその旨を証する書類（申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。）の写し イ 寄附金募集者が所得税法施行令第217条第4号に掲げる法人に該当する場合には、私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条に規定する所轄庁のその旨を証する書類（申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。）の写し ウ 寄附金募集者が所得税法施行令第217条第3号、第5号及び第6号に該当する場合には、当該寄附金募集者の登記事項証明書 エ 寄附金募集者の定款又は寄附行為

	<p>オ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>カ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書</p> <p>キ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>
<p>(3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭に係る申請</p>	<p>ア 所得税法施行令第217条の2第3項に規定する主務大臣の認定に係る書類(当該書類に記載されている当該認定の日が申請書を提出する日以前5年内であるものに限る。)の写し</p> <p>イ 当該特定公益信託の信託行為</p> <p>ウ 当該特定公益信託の事業計画書及び収支予算書</p> <p>エ その他当該支出した金銭の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>
<p>(4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する寄附に係る支出金に係る申請</p>	<p>ア 租税特別措置法第66条の11の2第7項に規定する国税庁長官の認定に係る通知の写し</p> <p>イ 寄附金募集者の定款</p> <p>ウ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>エ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書</p> <p>オ その他当該寄附に係る支出金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>

3 条例第30条第4号の知事が指定した寄附金(以下「控除対象寄附金」という。)に係る指定の有効期間は、当該指定の日が属する年及びこれに引き続く4年間の期間(所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下「財務大臣指定等寄附金」という。)である期間に限る。)とする。

4 知事は、控除対象寄附金を指定したときは控除対象寄附金指定通知書(別記第28号の6様式)を、控除対象寄附金の指定をしなかったときは控除対象寄附金不指定通知書(別記第28号の7様式)を寄附金募集者に交付するものとする。

5 知事は、控除対象寄附金を指定したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 指定年月日

(2) 控除対象寄附金の名称

(3) 控除対象寄附金に係る寄附金募集者(以下「被指定募集者」という。)の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(4) 控除対象寄附金の指定の有効期間

(控除対象寄附金に係る変更等の届出)

第19条の3の6 被指定募集者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその事実を証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 前条第5項第2号又は第3号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなったとき。

2 知事は、前項第1号の変更の届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(指定期間中の報告)

第19条の3の7 第19条の3の5第3項に規定する指定の有効期間が1年を超える控除対象寄附金に係る被指定募集者は、当該指定の有効期間中において、各事業年度終了後4か月以内に事業報告書、収支決算書その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類を知事に提出しなければならない。

(控除対象寄附金の指定の失効及び取消し)

第19条の3の8 控除対象寄附金の指定は、その有効期間が満了したとき、次項の規定により取り消されたとき、又は控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなったときは、その効力を失う。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象寄附金の指定を取り消すものとする。

(1) 被指定募集者が正当な理由なく前条の報告を行わなかったとき。

(2) 控除対象寄附金が前条の報告等により本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する寄附金に該当しないことが明らかになったとき。

(3) 被指定募集者が偽りその他不正の手段により控除対象寄附金の指定を受けたとき。

3 知事は、前項の規定により控除対象寄附金の指定を取り消したときは、控除対象寄附金指定取消通知書(別記第28号の8様式)を被指定募集者に交付するとともに、その旨を告示するものとする。

4 知事は、控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなったときは、その旨を告示するものとする。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成20年熊本県規則第46号)の附則(抜粋)

(控除対象寄附金の指定に関する経過措置)

3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税についての新規則第19条の3の5の規定の適用については、第2項の表(2)中

<p>キ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>	<p>とあるのは</p>
---	--------------

<p>キ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p> <p>ク 寄附金募集者が所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同令の規定による改正前の所得税法施行令第217条第1項第3号に掲げる法人に該当する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第38条の規定による改正前の民法第34条に規定する主務官庁のその旨を証する書類(申請書を提出する日以前2年以内に発行されたものに限る。)の写しで当該書類に記載されている同号の認定の日が当該提出する日以前2年(同号八に掲げる法人にあっては、5年)内であるもの</p>	<p>と、同項の表中</p>
---	----------------

<p>(4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する寄附に係る支出金に係る申請</p>	<p>ア 租税特別措置法第66条の11の2第7項に規定する国税庁長官の認定に係る通知の写し</p> <p>イ 寄附金募集者の定款</p> <p>ウ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>エ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書</p> <p>オ その他当該寄附に係る支出金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>
---	---

とあるのは

<p>(4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定によ</p>	<p>ア 租税特別措置法第66条の11の2第7項に規定する国税庁長官の認定に係る通知の写し</p> <p>イ 寄附金募集者の定款</p> <p>ウ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書</p>
---	--

<p>り特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する寄附に係る支出金に係る申請</p>	<p>及び収支予算書        工 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書        オ その他当該寄附に係る支出金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>
<p>(5) 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55号の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表及び次項において「旧租税特別措置法」という。)第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされる特定地域雇用等促進法人に対する寄附金に係る申請</p>	<p>ア 旧租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する認定地方公共団体の寄附金募集者が特定地域雇用等促進法人に該当する旨を証する書類(当該認定地方公共団体が認定を受けた地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地域再生計画(当該特定地域雇用等促進法人に係る認定地域再生計画に限る。)の区域の記載のあるものに限る。)の写し        イ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>

と、同条第3項中「第41条の18の3」とあるのは「第41条の18の3並びに旧租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。